

○経済産業省告示第七十九号

火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （第三条、第十三条、第十四条関係）	別表 （第三条、第十三条、第十四条関係）
表 [略]	表 [略]
備考	備考
1 [略]	1 [略]
2 爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の停滞量の範囲の項の数量は、規則第1条の6第1項又は第2項の例により爆薬に換算した数量とする。	2 爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の停滞量の範囲の項の数量は、規則第1条の6の例により爆薬に換算した数量とする。
3 保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滞量は、キログラム単位の停滞量（火工品の危険工室等についてその停滞量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第1条の6第1項の例によりその原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量）に相当する数値とする。	3 保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滞量は、キログラム単位の停滞量（火工品の危険工室等についてその停滞量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第1条の6の例によりその原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量）に相当する数値とする。
4～17 [略]	4～17 [略]
備考 表中の [] は注記である。	

○ 経済産業省告示第八十号

不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示(平成十九年経済産業省告示第二百六十九号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。		
	改正後	改正前
	別表	別表
	表 [略]	表 [略]
	備考	備考
	1 停滞量の範囲の項の数量は、規則 <u>第一条の六</u> 第一項の例により爆薬に換算した数量とする。	1 停滞量の範囲の項の数量は、規則 <u>第一条の六</u> の例により爆薬に換算した数量とする。
	2 [略]	2 [略]
	備考 表中の [] は注記である。	

○経済産業省告示第八十一号

火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示を次のように定める。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の七の経済産業大臣が定める硝安油剤爆薬又は含水爆薬は、次に掲げるものとする。

- 一 日本産業規格K四八〇一（二〇〇六）に規定する硝安油剤爆薬
- 二 日本産業規格K四八二七（二〇〇四）に規定する含水爆薬

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第八十二号

火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示を次のように定める。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第十九条第一項の表に規定するその他煙火であって経済産業大臣が定めるものとは、火薬類取締法施行規則第一条の五第一号イ(1)又はホ(1)若しくは(2)に該当するがん具として用いられる煙火の半製品であって、火薬又は爆薬が填装された筒（外箱、台座その他これに類するものを取り付ける工程のみを経て、がん具として用いられる煙火になるものに限る。）とする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。